

海外投資等損失準備金制度申請手続について

海外投資等損失準備金制度の概要

海外投資等損失準備金制度の概要

【制度概略】

国外における資源開発事業への投融資をする内国法人のリスク（取得株式等の価格低落、貸倒損失）に備えるため、当該投融資に要した費用の一定割合について準備金の積立を認め、これを損金に算入する制度。

※根拠法令：租税特別措置法第55条、同法施行令第32条の2、同法施行規則第21条

【適用対象法人】

青色申告書を提出する内国法人

【対象資源】

石油、可燃性天然ガス、金属鉱物、石炭、木材（開発のみ）

【準備金の積立割合】

- ①投融資先の法人が、探鉱段階に係る事業を実施：100% ……（次ページ（2）・（4））
- ②投融資先の法人が、開発段階に係る事業を実施：30% ……（次ページ（1）・（3））

【準備金の積立期間及び取り崩し】

積立をした事業年度の翌事業年度の開始日を起算として5年を経過した準備金がある場合は、その後5年間にわたり均等に取り崩しを行うのが原則。

【投融資（株式等取得）対象法人】

以下の法人の一定要件に該当する株式等（大臣認定必要）を取得した場合に準備金の積立が可能。

（１）資源開発事業法人

現に行っている事業が国外における資源の探鉱、開発又は採取の事業及びこれらの付随事業に限られている法人

（２）資源探鉱事業法人

資源開発事業法人のうち、現に行っている事業が資源の探鉱の事業のみに限られている法人

（３）資源開発投資法人（大臣認定必要）

現に行っている事業が①資源開発事業法人または、他の資源開発投資法人に係る投融資等、②当該投融資等及び付随事業法人に対する出資等、③当該投融資等及び（１）に記載する事業に限られている法人

（４）資源探鉱投資法人（大臣認定必要）

資源開発投資法人のうち、現に行っている事業が主として①資源探鉱事業法人または、他の資源探鉱投資法人に係る投融資等、②当該投融資等及び資源の探鉱等である法人

【取得対象株式等】

(1) 新增資資源株式等

- 資源開発事業（投資）法人の設立又は増資に際し発行される株式等
- 資源開発事業（投資）法人に対する貸付金又は社債に係る債権

(2) 購入資源株式等

非居住者又は外国法人から取得する資源開発事業法人の株式等

◆ 上記株式等を取得する場合（準備金の積立をする場合）、それぞれ以下の点について大臣認定が必要

(1) 新增資資源株式等

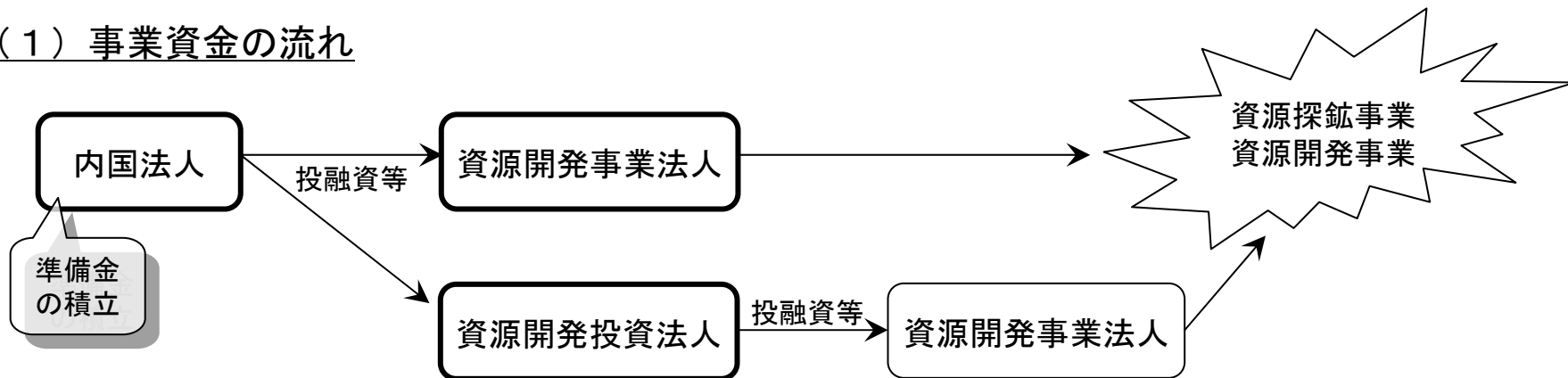
- 当該株式等又は債権が内国法人により取得されるものであること
- 当該株式等又は債権に係る資金が当該事業（投資）法人の資源の探鉱又は開発に充てられること
- 当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることとなっていること

(2) 購入資源株式等

- 非居住者又は外国法人が払込みにより取得した資源開発事業法人の株式等で内国法人が取得するものであること
- 当該事業法人の現に行っている事業が主として資源の探鉱又は開発の事業であること
- 当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることとなっていること

■ 海投損制度スキーム（一例）

（1）事業資金の流れ



（2）準備金の積立／取り崩し

